学校給食における異物混入対応

マニュアル

令和2年7月 熊野市教育委員会

もくじ
I 異物の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
Ⅱ 異物混入防止対策
1. 調理場における異物混入防止のポイント・・・・・・・・・・・3
2. ランチルーム・教室における異物混入防止のポイント・・・・・・・5
Ⅲ 発生時の対応
1. 異物混入発見時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・6
2. 提供・喫食中止の場合の基本対応 ・・・・・・・・・・・・10
教室等における異物混入発見時の基本対応(フローチャート)・・・・・・・11
様式集
【様式1】 異物混入報告書(第1報)・・・・・・・・・・・13
【様式2】 異物混入報告書(第2報)・・・・・・・・・・・・14
【様式3】 (参考様式)保護者宛文書・・・・・・・・・・・・15

【様式4】 (報道提供資料用)・・・・・・・・・・・・・・16

I 異物の定義

異物とは、生産、貯蔵、流通、調理、配膳等の過程における不都合な環境や取り扱い 方に伴って、食品中に侵入または混入したあらゆる有形外来物のことをいう。

ただし、顕微鏡を用いなければ、存在が確認できない程度の微細なものは対象としない。

異物の分類		具体的な物質			
危険異物 児童生徒に健康被害 を及ぼすと判断され る異物	A	金属類、ガラス類、プラスチック片、陶器片、薬品 類など			
	В	衛生害虫(ゴキブリ、ハエ等)			
非危険異物 児童生徒に健康被害 を及ぼさないと判断	A	ビニール片、化学繊維、輪ゴムなど、人工的に作ら れたものが単体で入っており毒性がないもの			
される異物	В	毛髪、体毛、衛生害虫以外の虫(羽虫・幼虫等)、ほこり、人工的に作られたもののうち糸くずや紙片など、単体で入っており毒性がないもの			

原料由来物	
原料そのものに由来 する物質や食品の変	卵の殻、貝殻、骨片、種子、魚の鱗や骨、こげ、玉
色部分などは「異物」	ねぎの皮、野菜の根、ワラ、モミ、米ぬか等
に含まない。	

※表の上位にあるほど、より危険度が高い。

※また、上記に該当しないが、次のものは異物と同様に取り扱う。

異味、異臭、異常な変色 等

Ⅱ 異物混入防止対策

1. 調理場における異物混入防止のポイント

(1) 施設・設備、備品の作業開始前後の安全点検

- ・ボルト、ナット等のねじのゆるみや欠損、壁面塗装の剥がれ等がないかを確認する。
- ・調理台等の破損がないかを確認する。
- ・マグネット等の落下がないかを確認する。

(2)食材の検収・記録

・異物混入、包材の破損、色やにおいを確認し記録する。

(3) 保管している食品の安全点検

- ・ゴキブリ、ハエ等の衛生害虫による汚染(かじり跡、糞の混入等)がないかを確認する。
- ・変色、カビ、異臭、異味、賞味期限切れ等がないかを確認する。

(4) 調理従事者の作業開始前後の身支度点検

- ・白衣や帽子に糸くずや毛髪等が付いていないかを確認する。
- ・帽子から毛髪がはみ出ていないかを確認する。
- ・ポケットに何も入っていないかを確認する。

(5)食材の処理過程における点検

- ・袋入りの食材を開封する場合は、よく切れるはさみを使用する。
- ・開封後の袋本体と切れ端の数を確認し、袋本体と切断面を照合する。
- ・缶入りの食材を開封する場合は、ふたや缶の切れ端の混入がないかを確認する。
- ・ビンやプラスチック容器の場合、割れや欠けた部分がないかを確認する。
- ・開封後の食材をボール等に移し、袋や缶の切れ端、ビンやプラスチック容器の かけら、カビ、その他の異物混入や異常がないかを確認してから使用する。

・干物や野菜、肉、魚等、様々な食材の処理過程において、目視により異物混入 がないかを確認する。

(6) 調理機器の使用前後の点検

- ・ボルト、ナット等のねじのゆるみや欠損はないかを確認する。
- ・キッチンばさみや包丁、スライサー、ミキサー等の刃の欠損はないかを確認する。 ※スライサー、ミキサー等の刃については、耐用年数等を確認し、適宜交換する。
- ・ざる、ボール、スパテラ等の破損や箸、トレー等の食器具の欠損はないかを確 認する。

(7) その他

- ・調理場内は清潔に整理整頓されているか確認する。
- ・異物混入につながる不要なものが室内及び調理作業、配缶作業を行う場所付近 に置かれていないかを確認する。
- ・虫やほこり等が調理を行う室内に入らないような対策が講じられているかを確認する。

2. ランチルーム・教室における異物混入防止のポイント

(1)施設・設備、備品の作業開始前後の安全点検

- ・担任等が、壁面塗装の剥がれ等がないかを確認する。
- ・担任等が、配膳台やテーブル(机)、いすの破損等はないかを確認する。
- ・担任等が、画鋲、マグネット等の落下はないかを確認する。

(2) 配食担当者・給食当番者(児童生徒)の身支度点検

- ・当番同士または担任等が、白衣や帽子に糸くずや毛髪等が付いていないかを確認する。
- ・当番同士または担任等が、帽子から毛髪がはみ出ていないかを確認する。
- ・当番者自身が、ポケットに何も入っていないかを確認する。

(3) 調理器具、食器具の使用前後の点検

- ・当番者または担任等が、しゃもじ、たまじゃくし、トング、箸、トレー等の食器 具の欠損はないかを確認する。
- ・当番者または担任等が、食器の破損はないか。汚れやごみ等が付着していない かを確認する。

(4) その他

- ・担任等が、配膳場所とその周囲は清潔に整理整頓されているかを確認する。
- ・担任等が、異物混入につながる不要なものが室内及び配膳場所付近に置かれて いないかを確認する。
- ・担任等が、掲示物は剥がれないようにきちんと止まっているかを確認する。

Ⅲ 発生時の対応

1. 異物混入発見時の対応

(1) 調理から検食終了までの間で異物(危険異物)を発見した時の対応

危険異物が発見されたために、食材の交換や使用中止、献立の変更等を行った場合は、速やかに管理職から市教育委員会へ電話で第一報を入れるとともに、 【様式1】「異物混入報告書(第1報)」を送付する。(共同調理場の場合は市教育委員会総務課長へ、自校方式の調理場の場合は市教育委員会学校教育課長へ)

- ※原料由来物・非危険異物が調理前に発見された場合は、食材等の交換または安全 を確認して異物を取り除き使用する。調理中であれば、その周辺ごと取り除き、 安全を確認してから調理を進める。また、野菜、加工されていない果物について は再度、丁寧に洗浄してから使用する。
- ①発見者は混入状態を保持するとともに、速やかに管理職に報告し、指示をあおぐ。
- ② 管理職は、混入状態を確認したうえで異物を保存し、市教育委員会へ第1報を入れるとともに、必要に応じて食材の交換や使用中止、献立の変更等の対応を行う。
- ③ 原因究明に取り組むとともに、原因が食材にあると考えられる場合は、食材納入業者に連絡し、原因究明と再発防止を申し入れるとともに、改善報告書(任意様式)の提出を依頼する。
- ④ 調理中の取り扱いに原因があると考えられる場合には、調理従事者に再発防止を指導する。また、共同調理場においては、委託業者に原因究明と再発防止を申し入れるとともに、改善報告書(任意様式)の提出を依頼する。

(2) 検食終了後(配膳・喫食時等)に異物(危険異物)を発見した時の対応

異物の種類や混入状況から、配膳・喫食の中止または継続を判断する。速やかに管理職から市教育委員会へ電話で第一報を入れるとともに、【様式1】を提出する。(共同調理場の場合は市教育委員会総務課長へ、自校方式の調理場の場合は市教育委員会学校教育課長へ)

- ※原因が特定でき、異物を取り除くことができる場合は、他に混入がないこと十分に確認の上、配膳・喫食を継続することができる。
- ※児童生徒が異物を口にした場合、当該児童生徒の健康状態を確認し、必要に応じて医療機関を受診させる。その際、当該児童生徒の保護者へも連絡をとる。
- ※原料由来物・非危険異物が発見された場合は、他の児童生徒の給食に異物が混 入していないか確認する。原料由来物・非危険異物については、不快であり、 衛生的ではないが、体への影響も少ないと考えられることから、異物を除去す るか、他の容器に盛り替え、安全を確認のうえ、給食を提供する。
- ※非危険異物であっても、多数混入し取り除くことができない等の場合は、当該 献立の配膳・喫食を中止する。
- ①配膳時に異物(危険異物)を発見した教職員は、発見時の混入状態を保持し、 直ちに配膳を中断する。他に混入がないか確認し、児童生徒の安全確認を行う とともに、速やかに管理職に報告し、指示をあおぐ。(管理職は異物の混入状 態を現場で確認する。)同時に必要に応じ、他の学年・学級の同じ献立の中に も混入がないかどうか確認し、混入が見られる場合は同様の対応を行う。
- ②喫食時に異物(危険異物)を発見した教職員は、発見時の混入状態を保持し、 直ちに喫食を中断する。他に混入がないか確認し、児童生徒の安全確認を行う とともに、速やかに管理職に報告し、指示をあおぐ。(管理職は異物の混入状態を現場で確認する。)同時に必要に応じ、他の学年・学級の同じ献立の中に も混入がないかどうか確認し、混入が見られる場合は同様の対応を行う。
- ③管理職は現状確認及び対応の指示を行った上で、市教育委員会へ電話にて報告

する。その後、【様式1】を FAX またはメールにて送付する。

④室内での混入の可能性も視野に入れ、異物の混入状態を把握したうえで、原因 究明と再発防止策を検討する。

(3) 異物(危険異物)発見時以降の対応

- ①異物(危険異物)の現物を保存し、原因究明や検証の際の参考とする。
- ②異物(危険異物)の現物や混入状態の写真を撮り、保存する。その際、異物(危 険異物)の大きさがわかるように、定規等と一緒に撮影しておく。
- ③異物が特定できない場合は保健所に相談する。
- ④混入に係る経過を時系列で記録しておき、【様式2】により市教育委員会へ報告 する。
- ⑤配膳中または喫食中の取り扱いに原因があると考えられる場合は、児童生徒、 教職員に再発防止を指導する。

(4) その他

- ①故意に混入される等、事件性が考えられる場合は、必要に応じ警察へ協力を依頼する。
- ②異物を発見しない場合でも、包丁や裁断機の刃など、調理室内で使用する器具等の欠損があり、食材に混入している可能性がある場合は、食材の交換または使用を中止し、管理職から市教育委員会学校教育課(共同調理場の場合は市教育委員会総務課)へ電話で第一報を入れる。

(5) 報道機関への対応

①報道への情報提供は、健康被害があった場合に行う。ただし、健康被害がなかった場合でも、「危険異物」が混入した場合や「非危険異物」が大量に混入した

場合等、市教育委員会と当該管理職の協議により、報道発表を行う場合もある。

- ②報道への情報提供は、学校が作成した【様式2】をもとに、市教育委員会が【様式4】を作成し行う。
- ③報道機関への窓口は、市教育委員会学校教育課長(共同調理場の場合は市教育委員会総務課長)として対応する。直接学校へ取材があった場合は管理職が窓口となって対応する。

【市教育委員会の対応】

- ① 報道発表及び報道発表に準ずる事例が発生した場合は、速やかに県教育委員会保健体育課に電話連絡を入れる。
- ② 電話連絡後は、再発防止対策も含め、報告書(報道提供資料等)を県教育委員会保健体育課に提出する。

2. 提供・喫食中止の場合の基本対応

(1) 児童生徒及び保護者への対応について

- ①異物(危険異物)混入による給食献立の一部の提供中止や変更をした場合
 - ・児童生徒には、学級担任等を通じて、中止や変更の連絡を行う。
 - ・全校保護者に対して、異物混入の概要、喫食中止に伴う献立の一部変更等について文書による報告を行う。その際、【様式3】を参考とする。
- (2)(1)において異物を口にした等、健康への影響が懸念される場合
 - ・必要に応じて学校医に連絡し、受診する。
 - ・異物混入の状況により、必要に応じて他の児童生徒の体調の変化にも注意 し、健康被害の有無を確認する。
 - ・異物混入のあった当該児童生徒の保護者に対して連絡をとり、状況説明を行 うとともに、継続して児童生徒の健康観察を行う。

③非危険異物が発見された場合

- ・非危険異物Aが発見された場合の保護者への対応については、当該学級の児 童生徒の保護者または全校保護者へ文書による報告を行う。なお、原因が明 確で報告の必要がないと判断した場合、報告は行わない。
- ・非危険異物Bが発見された場合については、基本的には当該学級の児童生徒の保護者または全校保護者への報告は行わない。ただし、児童生徒の状況によって、当該校長が必要と判断した場合には報告を行う。

(2) 献立の変更について

- ①異物混入のあった当日
 - ・学校は、基本的に、異物混入のあった献立の一部以外を提供する。
- ②短期的に調理場の使用を中止する場合
 - ・学校は、パンや調理不要(お湯を注ぐだけ等)の食品、既製の食品等を提供 し、給食の実施に努めるものとする。また、災害備蓄用食を代替食として提 供することも可とする。
- ③給食中止が長期にわたる場合
 - ・学校は、給食の代替措置として、保護者に昼食(弁当等)の持参を依頼し、 早急な再開に向けた対策を講じる。

異物発見



児童・生徒の被害及び混入状況の把握

児童・生徒が異物を口にした場合は、必要に応じて学校医に連絡し、受診する。



<u>救急</u> 病院

危険異物

金属類、ガラス類、プラスチック片、陶器片、薬品類、衛生害虫(ゴキブリ、ハエ等)

管理職は報告のあった当該教室で現 状を確認する





給食(喫食)を一時中断する

異物混入給食の保全(管理職)

非危険異物

ビニール片、化学繊維、輪ゴム、毛髪、 体毛、衛生害虫以外の虫(羽虫、幼虫、 等)、ほこり、糸くず、紙片、など

大量に混入 (複数学級で発生) 単体で混入 (他の学級の状況を確認)



*原料由来の物質や変色については下記を参照

取り除いて提供

【配膳前】 取除いて提供

【配膳後】 他の容器に盛替えて提供

管理職は、電話及び【様 式1】(第1報)を市教 育委員会に報告する



管理職は教育委員会と協議し、安 全が確認できた場合は給食を再開 し、できない場合は中止とする



管理職、給食担当者へ報告

原因の特定

納入業者(納入食材等の点検)

混入原因が業者にあった場合は、原因究明を依頼し、再発防止報告書の提出を要求する

調理場 (調理器具、工程の点検)

混入原因が給食調理場にあった場合は、原因究明を行い、再発防止策について報告する

教室等(教室環境の点検)

混入原因が教室等にあった 場合は、原因を究明し、報 告する



事 故 報 告 等

【様式2】「異物混入報告書」(第2報)を市教育委員会に報告する

【様式3】を参考に、保護者宛文書 案を作成し、市教育委員会へ提出す る。その後、保護者宛に発出する

【様式4】を作成し、市教育委員会を通じて、報道機関及び県教育委員会へ情報を提供する

*原料そのものに由来する物質や食品の変色部分などは「異物」に含まない。(例:卵の殻、貝殻、骨手指、魚の鱗や骨、こげ、玉ねぎの皮、米ぬか等*また、上記に該当しないが、次のものは異物と同様に取り扱う。(異味、異臭、異常な変色 等)

様式集

熊野市教育委員会 あて

熊野市立○○学校 校長 ○○ ○○

異物混入報告書(第1報)

①発生日時	令和 年 月 日() 時 分ごろ
②混入していた	
異物	
③混入していた	
献立名	
④当日の全献立	
名	
⑤発見場所	□ 調理室 □ 検食場所
	□ 教室【 年 組】 □ ランチルーム
⑥異物発見者	□ 担任 □ 担任以外の職員 □ 調理員 □ 児童生徒
	□ 校長 □ 教頭
	□ その他()
	発見者の名前()
⑦発見時の状況	□ 調理中 □ 検食中
	□ 盛り付け時 □ 食べようとしたとき □ 口に入れたとき
	□ その他()
⑧異物混入献立	□ 食器ごと取り替えた □ 異物のみ取り除いた
の扱い	□ その他 ()
9健康被害の	□ 無 □ 被害有 □ けが有
有 無	被害等の内容
	被害者名前
⑩全校への対応	□ 無 □ 有(異物混入献立のみ中止) □ 有(全献立中止)
⑪被害者保護者	□ 電話で説明
への対応	□ 家庭訪問の実施(訪問者:)
12原因について	□ 特定している □ これから特定を行う

熊野市教育委員会 あて

熊野市立〇〇学校 校長 〇〇 〇〇

異物混入報告書(第2報)

発生日時	令和	年	月	日 ()	時	分ごろ
異物名							
混入原因							
異物混入発見後							
の対応							
今後の対応・改							
善点							
その他の報告内							
容							

※異物の写真と混入原因となった(と思われる)食材や調理器具等の写真を添付する。

【様式3】(参考様式)

保護者 様

令和 年 月 日

熊野市立〇〇〇学校 校長 〇〇 〇〇

本日の学校給食への異物混入について

~時候の挨拶~

さて、本日の給食で○年児童の「○○スープ」の中に△△と思われる物の混入がありました。すぐに他の児童(生徒)や教員の給食への混入がないか確認しましたが、他の混入はありませんでした。

(必要に応じて)

(給食の途中ではありましたが、安全を第一に考え、子どもたちへの給食の提供を中止しました。)

保護者の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけしましたことお詫びいたします。 今後もより一層、安全・安心な給食を提供できるよう努めてまいりますので、ご理解 のほどよろしくお願いいたします。

※異物やその混入経路を特定できない場合は、あくまで事実にもとづいて、客観的で端的な文章表現を心がける。可能性が高いからといって、その旨を推測により記述することは避ける。

【様式4】(報道提供資料用)

令和 年 月 日

熊野市立○○学校の学校給食における異物の発見について

本日(○月○日)、熊野市立○○学校の学校給食に異物が混入しましたので、資料提供 させていただきます。

- 1、発生日時 年 月 日() 時 分ごろ
- 2、場所 熊野市立○○学校
- 3、提供食数 ○食 うち児童生徒提供は○○食(内訳:個別対応食○○食、普通食○○食)
- 4、状況
- 5、献立
- 6、異物の概要 ○○○○ (大きさ・色・形状等)
- 7、健康被害の状況
- 8、今後の対応

連絡先:熊野市教育委員会事務局学校教育課(教育総務課) 担当者〇〇 TEL 89-4111 (内410)

参考資料:

県立特別支援学校の給食における異物混入防止等対応方針 三重県教育委員会 学校管理下における危機管理マニュアル 三重県教育委員会 学校給食における異物混入対応マニュアル 生駒市教育委員会 学校給食異物混入対応マニュアル 五所川原市教育委員会